

国立病院機構大阪医療センターにおける公的研究費の使用に関する行動規範

平成 28 年 6 月 1 日策定
令和 4 年 1 月 1 日一部改正

国立病院機構における研究活動は、国民の信頼とそれに基づいた国民からの負託によって支えられている。とりわけ、公的研究費（注）の不正使用はその信頼と負託を大きく損なうものであり、それを起こした研究者が所属する機関ばかりでなく、我が国の科学技術振興体制を根底から揺るがすものである。

このことを踏まえ、国立病院機構大阪医療センター（以下「当院」という）は公的性格を有する臨床研究の信頼性と公正性を担保し、国立病院機構の研究活動に対する国民の信頼を確保するため、研究活動を遂行する上での行動（態度）の基準を行動規範として次の通り定める。

当院の研究者及び公的研究費の運営・管理に関わる全ての職員（以下「研究者等」という）はこれを誠実に実行しなければならない。

1. 研究者等は、公的研究費が病院の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 研究者等は、公的研究費の使用にあたり、関係する法令・通知及び当院が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。
3. 研究者等は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。また、公的研究費の運営・管理に関わる事務職員は研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 研究者等は、公的研究費の使用にあたり、取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 研究者等は、公的研究費の取り扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

（注）公的研究費とは、補助金、委託費、運営交付金、助成金、寄付金等を財源として当院で扱う全ての研究費をいう